

平成30年9月定例会 総務委員会（事前）

平成30年9月7日（金）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時34分）

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

【報告事項】

- （公財）徳島県文化振興財団における事務改善について（資料1）
- 生物多様性とくしま戦略2018-2023（案）について（資料2-1，2-2）

板東県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、9月定例会に提出を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料の1ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表欄の一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、2億3,576万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、154億6,562万1,000円となります。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

県民環境政策課関係でございます。

目名、計画調査費、摘要欄①アの大規模災害被災者等支援費では、平成30年7月豪雨による被災者で県内に避難された方への生活資金給付のための経費や、大規模災害被災者等支援基金を積み増す経費など、1,250万円を計上いたしております。

県民環境政策課の補正後の予算総額は23億7,916万7,000円となります。

3ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課関係でございます。

目名、児童福祉総務費摘要欄①アのとくしま在宅育児応援クーポン事業では、在宅で子育てされている家庭の心理的負担を軽減するため、子育て支援サービスに使用できるクー

ポン券を交付するための経費として3,000万円を、同じく摘要欄②アの阿波っ子はぐくみ保育料助成事業では、多子世帯における経済的負担を軽減するため、現在実施しております保育所、幼稚園等における第3子以降の保育料無料化に取り組む市町村への補助を、国が来年10月から実施する幼児教育無償化を前倒しし、3歳児から5歳児までの第2子へ拡充するための経費として1億5,000万円を、それぞれ計上しております。

また、目名、母子福祉費、摘要欄①アの母子寡婦福祉資金電算処理費では、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る管理システムについて、新元号移行に伴う改修を行うための経費として449万9,000円を計上しております。

次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は、91億6,149万3,000円となります。

4ページをお開きください。

県民文化課関係でございます。

目名、文化及び文化財費摘要欄①アの阿波十郎兵衛屋敷管理運営費では、大阪府北部を震源とする地震による学校施設のブロック塀倒壊を受け、阿波十郎兵衛屋敷の石積塀について緊急点検を実施したところ、大規模地震等の場合には倒壊する危険があるとの指摘を受けたことから、景観にも配慮した改修を行うための経費として3,000万円を計上しております。

また、目名、文学書道館運営費摘要欄①アの運営費では、文学書道館のブロック塀について、専門家による調査を行うための経費として10万円を計上しております。

県民文化課の補正後の予算総額は、8億2,348万1,000円となります。

5ページを御覧ください。

県民スポーツ課関係でございます。

目名、計画調査費、摘要欄①アのワールドマスターズゲームズ2021関西カヌー競技コース整備事業では、ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催に向けて競技受入環境の整備を着実に進めるため、カヌー・スラローム競技に係るコース整備計画を策定するための経費として650万円を計上しております。

県民スポーツ課の補正後の予算総額は、14億5,845万4,000円となります。

6ページをお開きください。

環境首都課関係でございます。

目名、保健製薬環境センター費、摘要欄①アの運営事業及び目名、環境衛生指導費摘要欄①アの環境首都とくしま創造センター運営事業では、環境首都課所管の旧保健製薬環境センター及びエコみらいとくしまのブロック塀について緊急点検を実施したところ、建築基準法に適合しないものがあることから、改修を行う経費として216万1,000円を計上しております。

環境首都課の補正後の予算総額は、4億8,747万3,000円となります。

7ページを御覧ください。

次に、債務負担行為についてでございます。

まず、県民環境部で所管しております、情報システム関係の新元号移行に伴う改修業務委託につきまして、新元号の公表が改元の1か月前である平成31年4月1日と見込まれ、改修業務の期間が年度をまたいでしまいますことから、平成31年度分につきまして、債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

まず、男女参画・人権課所管の女性相談管理システムにつきましては35万円、次に、次世代育成・青少年課所管の児童相談管理システムにつきましては35万円、児童福祉費負担金システムにつきましては40万9,000円、県民文化課所管の文学書道館収蔵品管理システムにつきましては86万4,000円、環境管理課所管の大気汚染常時監視システムにつきましては46万5,000円、以上5件のシステム改修におきまして、それぞれ限度額を設定するものであります。

また、環境指導課におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の変更手続きに当たり、設置者から提出された設置計画などの審査業務を委託する必要がありますが、この審査業務には1年以上の期間が必要となるため、平成31年度分につきましては859万円の債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、この際2点、御報告させていただきます。

お手元にお配りの資料1を御覧ください。

公益財団法人徳島県文化振興財団における事務改善について御報告いたします。

6月定例会での御論議を踏まえ、公益財団法人徳島県文化振興財団においては、直ちに事務処理の透明性確保に向けたワーキングチームを設置し、県も参加いたしまして、事務改善に向けた検討を行いました。

2の具体的な事務改善策を御覧ください。

まず、（1）補正予算関連については、取扱いを明確化するため、理事会の申合せ事項として、事業計画における個別の実施事業について、予算額の20%又は50万円以上増額する場合は、補正予算を行うことを明文化いたしました。

また、（2）契約事務関連につきましては、競争入札を原則とし、随意契約の厳格化に向け、契約事務ガイドラインを整備するとともに、契約事務の点検体制の強化を図るため、契約事務状況点検会議及び財団の自主企画事業について学識経験者から意見を頂く、自主企画事業協議会を設置することといたしました。

次に、生物多様性とくしま戦略2018－2023（案）についてでございます。

お手元にお配りの資料2－1を御覧ください。

6月定例会におきまして、戦略の改定素案を御報告申し上げ、御論議いただいたところでございますが、その後、パブリックコメントを実施して県民の皆様方から御意見を頂くとともに、徳島県環境審議会での審議を踏まえまして、改定案を取りまとめました。

まず、1、戦略改定の趣旨でございますが、本県では、生物多様性基本法第13条の規定に基づき、平成25年10月に生物多様性とくしま戦略を策定し、生物多様性の確保に向けた取組を推進しておりますが、策定から5年目を迎えていることから、その後の国内外における新たな動向や課題を踏まえた上で、国連加盟国の共通目標である持続可能な開発目標、SDGsや、気候変動の緩和策及び適応策の考え方等を盛り込んで改定を行うこととしております。

次に、2、戦略の期間でございますが、本年10月から5年間を予定しております。

また、3、戦略の長期目標と施策体系でございますが、（1）長期目標としましては、現行戦略から継承し、「生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会

の実現」としております。

（2）施策体系としましては、長期目標の実現に向けて四つの方向性のもと、八つの目標と56の行動計画を設定するとともに、特に重点的に取り組む八つの重点プロジェクトを設定しております。

なお、具体的な内容につきましては、2ページ以下に記載のとおりでございます。

また、改定案の詳細につきましては、資料2-2を御参照いただきたいと思います。

今議会での御論議を踏まえまして、戦略を改定してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡委員

先ほど、御説明のありました公益財団法人徳島県文化振興財団における事務改善について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、具体的な事務改善策の補正予算関連のところで、予算額の20%又は50万円以上の増額を行う場合は補正予算を行うことを、理事会の申合せ事項とし明文化するということですが、既に理事会での承認は得られているのかどうか。

また、今後どのような手続で補正予算が進められていくのかを、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

吉成県民文化課長

公益財団法人徳島県文化振興財団における事務改善の補正予算関係につきまして、御質問を頂きました。

当該理事会申合せ事項につきましては、既に財団におきまして、全ての理事の皆様の説明を終えておりまして、御了解いただいていると聞いております。

配付させていただきました資料のとおり、予算額の個別の実施事業につきまして、予算額の20%又は50万円以上の増額が見込まれる場合には、理事の皆様事前に増額理由を説明して了解を頂いた上で、事業を進めていくということになります。

また、補正予算が行われた場合には、財団のホームページにも増額された事業を掲載して進めていくと聞いております。

岡委員

きちんと理事会で諮って、内容も諮って了承を得てから、これからは増額していくということですね、分かりました。

補正予算が必要な場合の額、予算額の20%又は50万円以上の増額という部分について、どういう考えでこのパーセンテージと金額を設定したのか御説明いただきたいと思います。

す。

吉成県民文化課長

基準額をどう設定したのかということで御質問を頂いております。

補正予算を行う基準につきましては、財団として事業を進めていく上で、事務費等の増額も伴う場合もございます。そうした場合には、柔軟な執行といった観点、また、より透明性を高める厳格な執行という観点、この両方を勘案して基準を設定したとお伺いしております。

こうした基準を設定することによりまして、事業費の小さな事業におきましても20%以上増額する場合には補正予算を伴うこととなりますし、事業費が非常に大きな事業につきましても50万円の縛りを入れ補正予算を行うこととなり、より透明性が高く、より厳しい運用により事業を進められるということで設定したと聞いております。

岡委員

分かりました。次は、契約事務関連の部分でお聞きしたいのですが、契約事務ガイドラインを整備するということですが、まだきちんとしたものは出来てないんですね。どういう内容のものを盛り込んでいくのか、今分かっている内容で結構ですので、御説明いただきたいと思っております。

吉成県民文化課長

契約事務の関係につきまして、御質問を頂きました。

契約事務ガイドラインにつきましては現在、作成中でございますが、財団といたしましても、例えば、地方自治法に定められた契約の取扱いを参考に、競争による業者選定を原則として随意契約できる場合を限定列挙することで、契約事務に関してより透明性を高め、財団内で契約事務を統一的に取り扱うために策定すると聞いております。

また、今回設置する契約事務状況点検会議での点検方法などについても、この中に盛り込んでいきたいということでお伺いしております。

岡委員

今、話に出た、契約事務状況点検会議を設置するということですが、どんな方で構成するのか。まだ出来てないでしょうから、今この人がやりますということは言えないでしょうけれども、どのようなメンバーで構成して、どういう点検をするのか、分かる範囲でお願いできますでしょうか。

吉成県民文化課長

契約事務状況点検会議のメンバー、また点検の内容につきまして、御質問を頂いております。

この点検会議の構成につきましては、委員からもお話がありましたように、今現在、人選につきまして検討中でございますが、財団の理事会、また評議委員会がございます。その中から、契約内容の中身まで見ていこうというような考えをしておりますので、自らが

イベントに関わっていない委員の皆様には御協力いただくとともに、第三者の目も必要だろうということで公認会計士の方にも委員をお願いする方向で、今調整しているとお伺いしております。

また、点検の内容につきましては、財団で行った契約について、契約の金額、相手方、契約内容、また随意契約を行った場合にはその理由などを確認して、契約事務ガイドラインに沿ったものかどうかの確認を行い、その結果を理事長まで報告するというようにお伺いしております。

岡委員

この点検会議は、全部契約して事業が終わるなりした後で状況はどうだったのかと、先に事業をやるときは理事会できちんと説明を受けて予算を組んで、その事業を執行した後にまたチェックする機関を作るということですね。

ここで、二重のチェック体制が入るようになりますので大分状況が変わってくると思うのですが、もし適正ではない契約が確認された場合は、どのような方法で改善を図っていくのかお伺いしたいと思います。

吉成県民文化課長

点検会議におきまして、適正でない契約が確認された場合がございますが、この点検会議が点検しました内容につきましては、理事長に御報告するという形を取っていると伺っております。

点検会議におきまして、適正でない契約が発見された場合には、次回の契約から適正な処理が行われるよう改善策を講じて、財団内で周知、徹底、再発防止を理事長において図っていくという形を取るといったようにお伺いしております。

岡委員

分かりました。また、自主企画事業協議会というのも設置されるということですが、これがどういう組織なのか、どういうことをするような場なのか、お伺いしたいと思います。

吉成県民文化課長

契約事務関連の中で、自主企画事業協議会の設置について御質問を頂いております。

財団が行います文化事業の中には、県民の皆さんに非常に人気があり一定の入場料で収入も見込めるような公演、例えば松竹大歌舞伎でありますとかDRUM TAOといった公演などを実施しておりますけれど、そういう公演をするとなるとおのずと契約先も決まってくるということとなります。

このため、こうした公演をする場合でも、県民ニーズをしっかりと踏まえたものとするために学識経験者の方でありますとか文化団体、行政機関により組織する協議会を設置して、理事会に事業を提案する前の段階におきまして、広く御意見を頂くという形で運営すると聞いております。

岡委員

自主企画事業協議会は、理事会の方で構成されるのではないんですね。

吉成県民文化課長

すみません、御説明が十分ではございませんでした。この自主企画協議会の構成といたしましては、理事会メンバー以外で広く県民の意見をお伺いするという事で、学識経験者の方でありますとか文化団体、また行政機関によって組織してまいりたいと聞いております。

岡委員

大体の御説明を頂きまして、公益財団法人徳島県文化振興財団の改善策を作ってきてくださいということは、6月議会で私のほうから申し上げたのですが、内容につきましては、実はもう少し甘いものが出てくるのではないかと正直思っておりました。今、まだきちんと設置がされてないところもありますし、まだスタートを切れてない、来年度から正式にスタートを切るということですがけれども、内容に関しましては、きちんと運用がされればですけれども、チェック体制も十分にできるでしょうし、おおむねこの内容でしっかりと事業を進めていただければいいのではないかと考えております。

本当に1年以上、とくしま記念オーケストラ、文化振興、文化芸術事業については、いろんな議論をしてきました。財団の契約状況、契約のやり方であったりとか、その姿勢で多くの県民の方々に不信感を招いたと、我が会派としては結論を出して、こういう形で事務改善のお願いをしていたのですけれども、これをしっかり進めていただくことでいい方向へ向いていけるのではないかと思います。

ただ、まだまだ多くの県民の方々の中には、行政に対する不信感というの残っています。我々は1年間、議会中もそうですし、委員会を通じて、また本会議の中でも、また議会議が開会中でないときでも、職員さんといろんな議論を重ねて、いろんな情報も頂き、本会議や委員会でももちろん、公の場所でも知事はじめ担当課の方々も答弁して、情報をつかんだ上でいろんな情報を精査して、もう一回精査して、一応の結論を出してまいりました。県民の皆さん方には、公益財団法人徳島県文化振興財団と言われてもどんなものなのかもよく分からないでしょうし、それがなかなか公に広がっていったいない部分というのはあるのかと。多分、全部が県の担当課の事業で、県がやっているというようなイメージがあるんだろうと思います。

6月議会では、恐らく委員長も気を使っていたら40分以上も時間を使って委員会の中でもいろんなお話をさせていただいた。その中で、ある程度、議論立ててお話をさせていただいて、財団のやり方に問題があったのではないかとということをお話したつもりだったのですけれども、非常にこの記事を見て憤りを感じましたので、今日コピーして持ってきました。7月6日の徳島新聞の記事ですけれども、そのような説明をして、川岸氏を参考人招致に求める動議というのが出されて、私が反対討論いたしました。そのことについて、「川岸氏にただすべきことは、記念オケに関わるようになった経緯をはじめ、たくさんある。『根本的な解決につながらない』との理由で反対するのは、問題の幕引きを図る知事に協力していると取られても仕方ないだろう。」と書かれているんです。1年間の議

論であったりとか、この間の6月議会で話したことをよく聞いていただいていたら、こんなことは多分書かれないのではないかと正直思っていたのですが、そのように取られたということは非常に残念でなりません。

また、次の所では、「記念オケへの偏重は知事の指示によるものなのか、職員の付度か、事業費が膨らみ続けた背景に迫ることこそが問題の本質のはずだ。」と。事業費が膨らみ続けたことも当然、問題の本質の一つではあると思うのですがけれども、初めから知事の指示なのか、知事の意向を受けた職員のそんなくなのか、ある程度、自分たちの中で筋道が出来ていたのかと、正直これを見て思いました。

最後に、「飯泉県政に“物言う議会”を目指し、対峙する決意を示したのではなかったのか。」と。ものは言っていますし、機能はしっかりしていますし、我々は捜査機関ではないので何か新しい情報であったりとか、誰かこういう人が関わってやったというような情報があるのであれば出していただければ非常に助かるのですが、そういう新しい情報が出てくるわけでもない。違うと言われるかもしれませんが、最初から結論ありきでストーリーを作って、それに合わないような話は全て、議論を尽くされてないだったりとか、そういう方向に持っていかれているような報道が多いと感じております。

やっぱり、どうしてもそれを見る方が多いので、そういう意識というのは排除しきれないところはあると思うのですが、今回、財団の改善策については、私はこれで了解をしたいと思います。けれども、これはあくまで改善策が出来たから終わりではないので、ここから今決めてきたことに対して、きちんと運用をして、事業をするときもきちんと説明をして、了解をいろんな方に頂きながら、着実に県民の皆様方に喜んでいただけるような文化行政を進めていくということを積み重ねていくしかないと思います。マイナスからのスタートなので、これを一刻も早くゼロに、またプラスに持っていくということを考えなければなりませんし、簡単なことではないと思います。恐らく、今後もいろんなことを言われると思います。また妙な事業をしているのではないかと、また妙な金の流れになっているのではないかとと言われるとは思いますが、それはもう真摯に対応していく。とにかく、愚直にこの決めたことを守って多くの方々に喜んでいただける、金額的にも事業の内容についてもきちんと県民の皆様方に御理解を頂けるような説明をしていただいて、納得していただいて、事業を進めていくということを5年でも10年でも積み重ねていくことが、県民の失った信頼を再度取り戻していくための唯一の方法だと思います。

次はないですから、とにかく今回決めたことを徹底してやっていただくこと、これは、県は関係ないという話ではなくて、しっかりとチェックしながら共にいい方向へ文化行政を進めていただけるように、強く要望して質問を終わりたいと思います。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時01分）